

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年5月9日（令和5年（行情）諮問第368号）

答申日：令和6年5月31日（令和6年度（行情）答申第93号）

事件名：国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに
関し内閣法制局とやり取りした内容を記録した文書（特定文書を除く）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月28日付け閣総第636号により内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件で審査請求人が開示請求した文書は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）である。

以下、不開示理由とされた「文書不存在」が事実と反する根拠を述べ、不開示決定の不当性を説明すると共に、本審査請求に対する厳正な処理を求める。

内閣法制局長官が令和4年8月18日付けで審査請求人に開示決定した、令和4年度応接録のうち「国の儀式として行う総理大臣経験者の固葬儀を閣議決定で行うことについて」（内閣法制局－第20号）には、以下の事実が記載されている。

令和4年7月12日～14日にかけて、内閣官房内閣総務官室と内閣府大臣官房総務課が「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」、内閣法制局の特定参事官と特定参事官補に相談した。

この相談の際、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課の担当者が、内閣法制局の特定参事官と特定参事官補とのやり取りを記録し

行政文書として保有していることは、情報公開法と公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の規定から明らかである。

情報公開法は、行政文書について以下のように定めている。

「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」（同法4条2項柱書き）

公文書管理法においても行政文書について同様の定義をしており（同法2条4項柱書き）、4条で文書の作成を義務付けている。

「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない」

文書の作成義務がある「次に掲げる事項」は5項目あるが、閣議決定で実施された国葬に関する今回の文書は、4条の2号に該当する。

「前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯」

以上から、令和4年7月12日～14日にかけて、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課が、内閣法制局の特定と特定参事官補に相談した際のやりとりを記録した行政文書を「作成又は取得しておらず不存在」というのはあり得ない。あり得るとしたら内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課が公文書管理法の4条が定める文書作成義務に違反している場合であるが、これも事案の重大性に鑑みれば想定し難い。

また、文書不存在の根拠として「廃棄」も挙げられているが、公文書管理法6条では行政文書の保存を義務付けており、あり得ない。仮にそうであれば、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課が公文書管理法の6条が定める文書保存義務に違反したことになる。以下に6条1項の条文を示す。

「行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じ

た上で保存しなければならない」

なお、閣総第556-3令和4年9月26日付けで開示された文書は、内閣法制局とのやりとりを記録した文書でない上に、同年7月14日付けの文書のことである。内閣法制局との協議は同月12日と13日も行われたことを付言しておく。

(2) 意見書

ア 安倍元首相の国葬議の実施プロセス検証の重要性

安倍晋三元首相の葬儀を国葬議とすることに関しては、国民の間で賛否が分かれた。

岸田文雄首相は、国葬議実施後の令和4年9月29日に記者団に対して「今後の国葬議のあり方について国民各層の議論を踏まえ、幅広い理解をいただけるよう必要な検討を行っていきたい」と述べ、内閣府の故安倍晋三国葬議事務局は同年10月から12月にかけて学識経験者やマスコミ各社の論説委員らから意見を聴取した。

国会でも国葬の是非について議論が行われた。例えば衆議院運営委員会には、自民、公明、立憲民主、日本維新の会、共産の与野党代表者が参加し、政府が国葬儀を決定した過程を検証する協議会が設けられた。令和4年12月10日、「世論の分断が招かれた」とし、「国会の何らかの適切な関与が必要」と結論付けた。

政府、国会ともに、実施決定に至るプロセスの検証の重要性を認識していることは明らかである。

イ 令和4年7月12日～14日の内閣府・内閣官房・内閣法制局の三者協議の重要性

内閣法制局長官が令和4年8月18日付けで審査請求人に開示決定した、令和4年度応接録のうち「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬議を閣議決定で行うことについて」（内閣法制局一第20号）には、以下の事実が記載されている。

令和4年7月12日～14日にかけて、内閣官房内閣総務官室と内閣府大臣官房総務課が「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬議を閣議決定で行うことについて」、内閣法制局の特定参事官と特定参事官補に相談した。

この3日間の三者による協議が、国葬儀を閣議決定により実施することとした岸田首相の政策判断に大きく影響したことは明らかである。

例えば岸田首相は令和4年7月14日の記者会見において、特定新聞の記者から国葬儀の実施について国会審議は必要ないのかと問われ、これに対して、「内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです」と答えるなど、次のように述べている。

国葬儀いわゆる国葬についてですが、これは、費用負担については国の儀式として実施するものであり、その全額が国費による支弁となるものであると考えています。そして、国会の審議等が必要なのかという質問につきましては、国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。

国会においても国葬儀についての内閣法制局との協議が、岸田首相の政策判断に影響を与えたことを、岸田首相自身が述べている。

例えば、令和4年9月8日の衆議院議院運営委員会において、特定議員が「内閣府の独断で国葬儀という国の儀式をやるかやらないかを決定することはできないのではないかと質問し、これに対する答弁の中で岸田首相は、「内閣法制局ともしっかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った」など、次のように述べている。

まず、国の儀式として国葬儀を行うということが立法権に属するものなのか、司法権に属するものなのか、あるいは行政権に基づくものなのか。これを考えた場合に、私は、行政権に基づくものであり、その一つの根拠が内閣府設置法4条3項等に明記されていることである、こういった説明をさせていただき、そして、行政権に含まれるものであるとしたならば閣議決定を根拠に行うことが求められるということで、閣議決定を行い、決定をした、これが法的な考え方の整理であると認識をしております。よって、こうした判断に基づいて、内閣法制局ともしっかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った、こうしたことであります。

ウ 内閣官房「理由説明書」の矛盾

審査請求人が令和5年1月27日付けで提起した審査請求（諮問第368号）について、内閣官房は原処分（令和4年10月28日付け閣総第636号）の維持が適当との理由説明書を出している。その写しが令和5年5月23日付けで情報公開・個人情報保護審査会から審査請求人に送付された。

内閣官房は理由説明書（下記第3を指す。）において、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした際に作成又は取得さ

れた文書については、同月14日付けの「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」以外の文書は、内閣官房行政文書管理規則（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「規則」という。）7条9項各号のいずれかに該当し、使用目的後に遅滞なく破棄されていると主張している。

当該文書が規則7条9項各号のいずれに該当すると内閣官房が主張しているのか不明であるが、当該文書は各号のいずれにも当てはまらない。

規則では、「閣議の決定又は了解及びその経緯」に関する文書の保存期間は30年とされている。当該文書は国葬儀の実施が閣議決定されるまでの経緯に関する文書であり、保存期間は30年とするのが妥当である。

以上の通り、内閣官房の理由説明書は規則に矛盾するものである。

よって、審査請求が認められるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和5年1月27日付け、処分庁による法9条2項の規定に基づく原処分に対する審査請求については、下記の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書に関する令和4年9月26日付け行政文書開示請求（本件開示請求）に対して、処分庁において、「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、若しくは廃棄しており、保有していない」ことを理由に不開示として原処分を行ったところ、審査請求人から「「文書不存在」が事実と反する」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由として、「公文書管理法4条は文書の作成を義務付けており、内閣官房内閣総務官室が内閣法制局に相談した際のやり取りを記録した行政文書を「作成又は取得しておらず不存在」というのはあり得ない」、「文書不存在の根拠として「廃棄」も挙げられているが、公文書管理法6条では行政文書の保存を義務付けており、あり得ない」旨主張している。

3 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受け、行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共用フォルダ等の探索を実施したが、本件行政文書開示請求に該当する文書の存在は確認できなかったものである。

また、処分庁においては、公文書管理法4条に基づき、国の儀式として

行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な文書として、内閣法制局とやり取りをして作成した「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」という行政文書（以下「本件関連文書」という。）を作成・保存している。

他方、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやり取りをした際に作成又は取得された、本件関連文書以外の行政文書については、規則7条9項各号のいずれかに該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄されている。

よって、審査請求人の主張はあたらない。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年5月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和6年4月19日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書について、作成又は取得をしておらず、若しくは廃棄しており、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の3のとおり。

イ 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 令和4年7月12日に内閣法制局に照会を行った時点では、処分庁において本件関連文書（令和4年9月26日付け閣総第556号－3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」）の案段階の文書（以下「案段階文

書」という。)を保有していた。

令和4年7月12日から14日までに内閣法制局とやり取りをした際に作成又は取得された、本件関連文書以外の行政文書は、案段階文書のみであり、当該文書以外には存在しない。

(イ) 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日から14日までに内閣法制局とやり取りをした際に作成又は取得された、本件関連文書以外の行政文書(案段階文書)については、規則7条9項6号(意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書)に該当するとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄されている。

案段階文書の「使用目的」は、閣議決定により国葬儀を行う考え方につき、内閣法制局に意見を求めることである。

(ウ) 内閣法制局に対し、閣議決定により国葬儀を行う考え方につき意見を求めたところ、意見がない旨回答があった。

(エ) 原処分には当たっては、内閣総務官室及び官邸各室の執務室内の探索を行った。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件関連文書(「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」(令和4年7月14日内閣官房・内閣府))を確認したところ、当該文書は、「1 国葬令に基づく葬儀(戦前)」、「2 戦後における内閣総理大臣経験者の葬儀」、「3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて」等から構成されており、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる旨が理由とともに記載されていることから、内閣官房・内閣府において、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについての考え方が整理された文書であると認められる。

イ 内閣法制局に対し、閣議決定により国葬儀を行う考え方につき意見を求めたところ、内閣法制局より意見がない旨回答があった旨上記(1)イ(ウ)において諮問庁が説明することに関し、当審査会事務局職員をして国葬儀に関する国会答弁等を確認させたところ、質問主意書に対する答弁において、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについては、令和4年7月12日、内閣官房及び内閣府から内閣法制局に対して意見を求め、同局においては、これに対し、所要の検討を行った上、同月14日、意見はない旨の回答をした」、「内閣法制局においては、内閣官房及び内閣府から、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣が

行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第3号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であるとする見解について、意見を求められたことから、これに対し、所要の検討を行った上、意見はない旨の回答をしたところである」などと答弁していることが認められることから、この諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ 処分庁においては、公文書管理法4条に基づき、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことに関して、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な文書として、本件関連文書を作成・保存している旨の上記第3の3の諮問庁の説明は、上記アで確認した本件関連文書の性質や記載内容に照らせば、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することはできない。

エ 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日から14日までに内閣法制局とやり取りをした際に作成又は取得された、本件関連文書以外の行政文書は、案段階文書のみであり、当該文書以外には存在しない旨の上記（1）イ（ア）の諮問庁の説明は、内閣法制局が、内閣官房及び内閣府から閣議決定により国葬儀を行う考え方につき意見を求められ、意見がない旨回答したことを併せ考えると、これを否定することはできない。

オ 案段階文書については、規則7条9項6号に該当するとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄されている旨の上記（1）イ（イ）の諮問庁の説明は、諮問庁から規則の提示を受け、当審査会において規則の当該条文を確認したところによれば、不自然、不合理な点があるとはいえず、外に案段階文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

カ 上記第3の3及び上記（1）イ（エ）において諮問庁が説明する本件対象文書の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

キ 以上によれば、内閣官房内閣総務官室において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房内閣総務官室において本件対象文書

を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。